

高鍋町移住定住パンフレット制作委託業務 仕様書

1 委託名称

高鍋町移住定住パンフレット制作委託業務

2 業務目的

本委託業務を通して作成されるパンフレットが、高鍋町の魅力を発信する媒体の1つとしての役割を持ち、高鍋町への移住を促進することを目的とする。

3 業務概要

高鍋町の魅力（自然や住環境、子育て、教育、医療、福祉、生活等）をPRすることで、移住への関心を高めるとともに、移住後の生活のイメージが湧きやすいような、わかりやすく、デザイン性の高いパンフレットを作成する。

4 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

5 契約方法

高鍋町プロポーザル方式による決定業者との随意契約

6 仕様・規格等

（1）仕様・規格

- ① サイズ A4（展開 A3）
- ② ページ数 16 ページ程度（表紙、裏表紙含む）
- ③ 色 フルカラー
- ④ 紙質 マットコートもしくは同等以上
- ⑤ 製本 中綴じ
- ⑥ 部数 200 部
- ⑦ データ 高鍋町ホームページや移住専用ポータルサイト「高鍋町定住のススメ」等に掲載して閲覧ができる形式とする。

（2）内容等

- ①高鍋町の観光等の魅力を発信しつつも、移住後の生活のイメージがしやすく、移住を検討するきっかけとなるよう、住環境、子育て、教育、医療、福祉、生活等についても触れ、バランスをとること。
- ②デザイン、レイアウト、写真、イラスト、図表、フォント等を工夫すること。

- ③掲載する写真やイラスト等は受託者が収集及び手配すること。
- ④2～3組の移住定住者に対し、取材及び写真撮影を行うこと。なお取材等に伴う交通費は受託者の負担とし、当町は移動による事故等の責任についてこれを一切負わないものとする。
- ⑤掲載内容は、当町との協議及び選定の上決定するものとする。
- ⑥パンフレットには最低限、以下の内容を掲載するものとする。
 - ア 町内マップ
 - イ 高鍋町の特徴や魅力の紹介
 - ウ 移住に関する高鍋町の制度等
 - エ 自然や住環境、子育て、教育、医療、福祉、生活等に関する高鍋町の制度等
 - オ 移住者インタビュー
 - カ 写真（10枚以上）

7 成果物

- (1) パンフレット 200部
- (2) パンフレットWEB公開用データ一式
- (3) その他、当該業務において使用した画像データ等の素材

8 納品場所

高鍋町役場 地域政策課

9 留意事項

- (1) 成果物に関する権利の帰属
 - ① 本事業に係る所有権や著作権は、原則として高鍋町に帰属する。
受託者は、成果物に関する著作権を、成果物の引き渡し時に無償で譲渡する。
 - ② 高鍋町は、成果物の内容の全部または一部を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また複製することができる。
 - ③ 成果物について、やむを得ず、著作権を譲渡できない写真や文章などを使用する場合は、事前に申し入れを行い高鍋町の了解を得ること。
- (2) 個人情報の取扱い
 - ① 個人情報保護法に基づくガイドラインを遵守すること。
 - ② 受託者は、この業務を行うにあたり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

10 提供可能なデータ

本町から提供可能なデータは以下の通りとする。

なお、以下に定めるもの以外で希望するデータがある場合には、別途協議の上、提供可否を判断するものとする。

- (1) 移住に関連する本町の制度内容等
別紙参照。
- (2) 移住者インタビュー対象者情報
高鍋町移住・定住ポータルサイト「高鍋町 定住のススメ」の「移住者紹介」ページ参照。
URL : <https://life-takanabe.jp/immigrant/>

11 問い合わせ先

〒884-8655

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地

高鍋町役場 地域政策課 総合政策係（本庁舎 2 階）担当：蓑毛

TEL 0983-26-2018

FAX 0983-23-6303

MAIL k-minomo@town.takanabe.lg.jp